

福利厚生制度

セーフティ ライフ プラン

平成
21年度

団体傷害総合保険・ ゴルファー保険のご案内

団体傷害総合保険
団体割引20%

ゴルファー保険
団体割引25%

< 傷害総合保険・ゴルファー保険 >

1 団体傷害総合保険

P1~12

…優良割引の変動により、補償額、保険料が変更となります。
必ず内容をお確かめください。

1-1 団体傷害総合保険 P1~2

1-2 ライフサイクル例 P3~4

1-3 おすすめプランと補償内容 P5~6

1-4 家族型 P7~8

1-5 夫婦型 P9~10

1-6 個人型 P11~12

2 ゴルファー保険

P13~14

3 事故請求方法

P15~16

4 契約概要・注意喚起情報 P17~23

加入依頼書提出先:千葉県庁生活協同組合 保険課
申込締切日:2009年(平成21年)7月24日(金)生協必着



千葉県庁生活協同組合

〒260-0856 千葉市中央区亥鼻2-5-3

保険課 TEL:043-227-8100

県庁生協ホームページ <http://www.chibakenseikyo.or.jp/>
現在ご加入の方は、ホームページから補償内容の確認、変更手続きが行えます。

団体傷害総合保険のポイント

シンプルでわかりやすい保険制度を基本に、本人とその家族全員が「多様化する生活リスク」に対して安心して暮らせる補償内容です。

うれしい8つのメリット

1 割引がうれしい! 団体割引20%OFF

一般に加入するよりも、県庁生協の団体加入なら、加入も簡単（**審査不要**）。保険料も20%の団体割引が適用されています。優良割引は前年度の支払保険金額により算出し、今年度は30%となります。

*今年度の実績によっては、割引は変動いたします。

●団体割引とは…

一定以上の加入者に応じて適用される割引で、人数が多くなればなるほど割引が大きくなります。

●優良割引とは…

一定以上団体契約で、1年間の事故による支払保険金総額が少ない場合に適用される割引です。保険料総額と支払保険金総額の割合に応じて毎年変動します。



〈過去3年間の実績〉

	支払件数	支払保険金	翌年度割引
H20.4.1~H21.3.31	409件	2,372万円	30%
H19.4.1~H20.3.31	470件	4,929万円	5%
H18.4.1~H19.3.31	542件	7,229万円	0%

〈平成20年度お支払い実績〉

死亡	4件	242万円
後遺障害	0件	0万円
入通院	399件	2,118万円
携行品	3件	5万円
賠償	3件	7万円

2 1日目からうれしい! 入院・通院保険金。入院支払限度を1,000日まで延長。

入院・通院保険金は、1日目から支払い対象となります。入院保険金は、事故の日からその日を含めて1,000日まで補償。

3 簡単だからうれしい! 保険金請求(10万円以下は原則診断書不要)

保険金請求はとっても簡単です。1万円以下の支払件数が約280件です。詳しくは15ページをご覧ください。

4 退職後もうれしい! 継続加入

生協の団体傷害総合保険では、退職後もなんと70歳まで割引のメリットを継続できます。

5 他の保険とは関係なくお支払い。

死亡・後遺障害保険金・手術保険金・入院保険金・通院保険金は、生命保険・健康保険・労災保険、加害者からの賠償金のお支払いを受けられても、それらとは関係なく保険金をお支払いします。

シングルからファミリーまで、ライフスタイルに合わせて24時間ガードします。

★車にはねられてケガ



★料理中にやけど



★学校の運動中にケガ



★階段から落ちてケガ



★通院も1日目から支払



★毒入り飲料を飲み、重度後遺障害を被った。



★地震によりケガ



★飛行機が墜落して重症



いざという時、こんな場合にお役にたちます。

★他人の家のガラスを破損(賠償事故)



★飼犬が他人に噛み付いた(賠償事故)



★お店の商品を壊した(賠償事故)



★家事従事者が入院し、ホームヘルパーを雇った。(ホームヘルパー雇入費用)



★借りたスキー板を折ってしまった。(受託品賠償)



★火災により家財に損害(住宅内生活動産)



★ゴルフクラブが折れた(携行品損害)



・現在ご加入の方は、県庁生協ホームページ上で変更等の手続きが行えます。加入依頼書の提出は不要です。
・加入数 **NO!** の携行品オプションをおすすめします。

今年度の変更点

- ・平成21年度は優良割引が30%になりました。そのため、補償内容の充実および保険料の引下げを行いました。
- ・ゴルフ保険の団体割引が25%になります。そのため、補償内容の引下げを行っています。(ゴルフ保険の団体割引について:加入者数が1,000名以上の場合優良割引は30%となり、500名以上1,000名未満の場合25%となります。)
- ・現在ご加入の方は、県庁生協ホームページ上で変更等の手続きが行えます。加入依頼書の提出は不要です。昨年度同等プランにてご継続される方は、自動継続のため手続きが不要です。

6 安心がうれしい! 全プラン被害事故補償・天災危険・個人賠償1億円付帯

家族型・夫婦型・個人型の全加入プランに被害事故補償・天災危険・個人賠償責任1億円を付帯。犯罪の凶悪化・多様化、地震・噴火・津波等によるケガもガッチリ補償します。

被害事故補償

犯罪またはひき逃げ被害に遭われ、死亡または所定の重度後遺障害を被った場合に、逸失利益・精神的損害等に対して保険金をお支払いします。

天災危険担保特約

地震・噴火・津波などの天災によるケガに対して死亡・後遺障害・手術・入院・通院を補償します。

個人賠償責任補償

日本国内外で、日常生活の不注意により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金が支払われます。

7 家族でうれしい! 入院・通院保険金額が同一。(家族型・夫婦型)

家族型・夫婦型は、手術保険金・入院保険金・通院保険金が同一となっています。家族みんなに手厚い補償です。

8 選べるからうれしい! オプション(特約)の設定。

携行品損害補償(新価)・受託品賠償責任補償・住宅内生活用動産損害補償(新価)・ホームヘルパー雇入費用・ホールインワン・アルバイトロス特約が選べます。組み合わせも自由に選べ、ケガ以外の補償も充実できます。

募集要領

1.契約者

千葉県庁生活協同組合

2.加入・補償対象者

補償を受けられる方(被保険者本人)の範囲

組合員ご本人と組合員の配偶者、お子さま、同居の親族

- 家族型・夫婦型は、本人または配偶者と生計をともにされていることが必要となります。(単身赴任OK)
- 親族とは6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。(P8参照)

3.保険期間

平成21年10月1日午後4時より1年間

4.保険料の支払方法

平成21年10月分給与から毎月控除となります。(12回払い)

5.加入申込方法

現在ご加入の方: 県庁生協ホームページ上で変更等の手続きが行えます。(職員番号99222~の方は加入依頼書の変更となります。)
昨年度同等プランにてご継続される方は、自動継続のため手続きが不要です。

新しくご加入される方: 別添の加入依頼書にご記入・ご捺印の上、県庁生協保険課までご提出ください。

6.申込締切日

2009年(平成21年)7月24日(金)

現在ご加入の方: 県庁生協ホームページ上の登録(変更のある方のみ)

新しくご加入される方: 県庁生協必着

独身の時

結婚して…

子供が生まれて…

そろそろ老後も…

10代

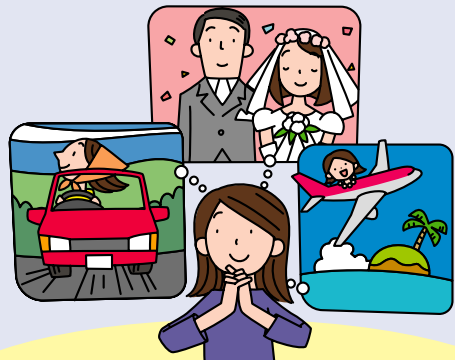
20代

30代

40代

50代

独身～結婚期（20代）



未加入者の方は

まだ未加入者の方で、死亡補償より入院・通院補償…そして保険料を低く抑えたい…と考えているあなたにお勧め!

加入例…

25歳 **本人** 女性の場合



団体傷害総合保険（個人型）

シングルプラン SC1型

通院日額	1,800円
入院日額	3,000円
死亡・後遺障害	187.7万円
被害事故	3,000万円
個人賠償	1億円
月額保険料	650円



携行品（オプション）

オプションコード	月額保険料
OC1	160円

家庭形成期～老後まで

それぞれのライフプランにあわさないとね。

いろいろなケースがあるね。

DINKS



DINKS（ダブルインカムノーキッズ）が重点をおきたい補償は夫婦ともに手厚い入院・通院…と考えているあなたにお勧め!

加入例…

30歳 共稼ぎ夫婦の場合



団体傷害総合保険（夫婦型）

ファミリープラン SB2型

	本人	配偶者
通院日額	4,000円	4,000円
入院日額	6,000円	6,000円
死亡・後遺障害	624.1万円	586万円
被害事故	3,000万円	
個人賠償	1億円	
月額保険料	2,600円	



携行品・受託品（オプション）

オプションコード	月額保険料
OB2	360円

子供が学生なら



夫婦だけでなく、子供のケガも心配…そんな方には家族ぐるみで手厚い補償のファミリータイプがお勧めです。お子様の交通事故も心配ですね。交通事故倍額支払いのプランもご用意しました。

加入例…

42歳 **本人** 男性の場合



団体傷害総合保険（家族型）

ファミリープラン SA2型

	本人	配偶者	その他の家族
通院日額	2,400円	2,400円	2,400円
入院日額	4,000円	4,000円	4,000円
死亡・後遺障害	577.4万円	430万円	300万円
被害事故	3,000万円		
個人賠償	1億円		
月額保険料	3,460円		



携行品・受託品（オプション） ホームヘルパー（家事従事者用）

オプションコード	月額保険料	オプションコード	月額保険料
OA2	420円	HH	200円

子供が独立しても



子供の手も離れ、2人で楽しく過ごしたいですね。ゴルフなども、でも手厚い入院・通院は必要…と考えているあなたにお勧め!

加入例…

55歳 **本人** 男性の場合



団体傷害総合保険（夫婦型）

ファミリープラン SB2型

	本人	配偶者
通院日額	4,000円	4,000円
入院日額	6,000円	6,000円
死亡・後遺障害	624.1万円	586万円
被害事故	3,000万円	
個人賠償	1億円	
月額保険料	2,600円	



携行品・受託品（オプション） ホールインワンアルパトロス特約

オプションコード	月額保険料	オプションコード	保険料
OB2	360円	OHB1	200円

※上記加入プランは、加入一例です。実際にご加入される場合、ライフプランにあわせてご検討ください。

ぴったり

家族の構成に合わせた設計が可能です

ご家族の多い方は



家族型
SA1~SA3K 9プラン P7へ

ご夫婦のみの方は



夫婦型
SB1~SB3K 9プラン P9へ

ご本人のみの方は



個人型
SC1~SC3K 9プラン P11へ

家事従事者のために



ホームヘルパー特約
HH 家事従事者専用 P12へ

ゴルフをされる方は



ゴルファー保険
G1~G3 3プラン P13へ

● 補償対象について

プラン名	世帯タイプ別	家族型			夫婦型			個人型		
	基本プラン	SA1	SA2	SA3	SB1	SB2	SB3	SC1	SC2	SC3
交通事故充実プラン	SA4	SA5	SA6	SB4	SB5	SB6	SC4	SC5	SC6	
日常生活	SA1K	SA2K	SA3K	SB1K	SB2K	SB3K	SC1K	SC2K	SC3K	
仕事中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
交通事故	○ (SA1Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	○ (SA2Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	○ (SA3Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	○ (SB1Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	○ (SB2Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	○ (SB3Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	○ (SC1Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	○ (SC2Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	○ (SC3Kは死亡・後遺・手術・入院・通院日額が倍額となります)	
スポーツ中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
建物火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
天災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特定感染症	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
被害事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
賠償事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
疾病	× (ただし、保険金をお支払いしないのは被保険者の被った傷害に限ります)									

◎=国内外補償されます。 △=基本プランに任意付帯出来ます。(交通事故充実プランには全プランセットされています。) ×=補償されません。

● 基本補償部分 以下の補償は全基本プランにセットされています。

※特定感染症担保特約は基本プランに任意セットできます。

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(注)をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。

1 万が一の場合<死亡保険金・後遺障害保険金>

お仕事やスポーツ中も含めて24時間、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡されたり後遺障害が生じた場合、保険金をお支払いします。(死亡の場合は保険金額の全額、後遺障害はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。)

2 入院補償<入院保険金>

事故によりケガをされ、平常の業務または生活が出来なくなりかつ入院された場合、傷害事故の日からその日を含めて1,000日目までの入院に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。

3 手術保険金

入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて1,000日以内にそのケガの治療のため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に手術の種類に応じた倍率(10倍・20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。

4 通院補償<通院保険金>

事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対して1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日を限度とします。)

ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院はお支払いの対象になりません。

また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

5 被害事故補償

●死亡の場合(逸失利益・精神的損害・葬儀費)

●重度後遺障害の場合(逸失利益・精神的損害・将来の介護料)

犯罪、ひき逃げによる傷害事故にあり、死亡されたり重度後遺障害が生じた場合に、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金に上乗せしてお支払いします。(加害者からの賠償金等は控除されます)



通り魔に遭遇し重度後遺障害を被る 毒入り飲料を飲まれ重度後遺障害を被る

6 個人賠償責任補償

ご家族全員の日常生活における法律上の賠償責任を補償します。自己負担なしで国内外問わず補償します。

※ご家族の範囲:①本人②本人の配偶者③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子



自転車で他人にケガをさせた

子供が他人の車をキズつけた

● 交通事故をしっかりガードしたい方に...

もっとも身近な危険の交通事故をワイドに補償する【交通事故危険増額支払特約】をラインナップしました。交通事故によるケガの死亡・後遺・手術・入院・通院は2倍補償!



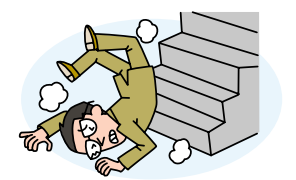
料理中にヤケド



交通事故のケガ



スポーツ中のケガ



階段から落ちてケガ



海外旅行中のケガ



工作中的ケガ

天災危険担保特約

●地震によるケガも!

地震・噴火・津波によるケガについては、左記死亡保険金、後遺傷害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金を補償します。



地震によるケガ

特定感染症担保特約

●特定感染症も!

特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺症が生じた場合、入院した場合、通院した場合にそれぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。



0-157に感染し入院

※保険期間(責任)開始前の事故によるものは保険金をお支払いできません。

(注)

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
※特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒に限り同特約の内容に従いお支払いの対象となります。
※保険期間(責任)開始前の事故(傷害・損害)によるものは保険金をお支払いできません。保険金のお支払い方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

1-4 家族型

● 傷害総合保険(家族型)

【基本プラン】(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、優良割引30%、天災危険担保)

保険金額		特定感染症 有			特定感染症 無		
		おてがるプラン	標準プラン	おすすめプラン	おてがるプラン	標準プラン	おすすめプラン
通院保険金日額	本人	1,200円	2,400円	3,600円	1,200円	2,400円	3,600円
	配偶者						
	その他のご家族(お一人につき)						
入院保険金日額	本人	2,000円	4,000円	6,000円	2,000円	4,000円	6,000円
	配偶者						
	その他のご家族(お一人につき)						
手術保険金		入院保険金日額の10、20、40倍					
死亡・後遺障害	本人	203.3万円	577.4万円	795.5万円	158.8万円	443.4万円	633.2万円
	配偶者	150万円	430万円	630万円	150万円	430万円	630万円
	その他のご家族(お一人につき)	130万円	300万円	550万円	130万円	300万円	550万円
被害事故補償		3,000万円					
個人賠償責任保険金額		1億円					
プラン名		SA1	SA2	SA3	SA4	SA5	SA6
毎月の保険料		1,730円	3,460円	5,190円	1,550円	3,100円	4,650円

全プラン天災危険担保付き!

もっとも身近な危険の交通事故をワイドに補償する(交通事故危険増額支払特約)をご用意しました。

特定感染症特約付き!!

【交通事故充実プラン】(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、優良割引30%、天災危険担保、特定感染症特約、交通事故危険増額支払特約)

保険金額		交通事故の場合		交通事故以外の場合		交通事故の場合		交通事故以外の場合	
		交通事故の場合	交通事故以外の場合	交通事故の場合	交通事故以外の場合	交通事故の場合	交通事故以外の場合		
通院保険金日額	本人	2,400円	1,200円	4,800円	2,400円	7,200円	3,600円	3,600円	3,600円
	配偶者								
	その他のご家族(お一人につき)								
入院保険金日額	本人	4,000円	2,000円	8,000円	4,000円	12,000円	6,000円	6,000円	6,000円
	配偶者								
	その他のご家族(お一人につき)								
手術保険金		入院保険金日額の10、20、40倍							
死亡・後遺障害	本人	390.4万円	195.2万円	858万円	429万円	1,228.2万円	614.1万円	614.1万円	614.1万円
	配偶者	360万円	180万円	840万円	420万円	1,200万円	600万円	600万円	600万円
	その他のご家族(お一人につき)	200万円	100万円	500万円	250万円	900万円	450万円	450万円	450万円
被害事故補償		3,000万円							
個人賠償責任保険金額		1億円							
プラン名	毎月の保険料	特定感染症 有	SA1K	2,200円	SA2K	4,400円	SA3K	6,600円	

● オプション補償部分

上記プランに、携行品、受託品、住宅家財、ホールインワン・アルバトロスをオプションとして追加いただけます。ご希望の場合は、下記の保険料早見表をご覧ください。

◆ 携行品損害補償

新価でお支払い!

加入数 No.1

住宅外での偶然な事故による身の回り品の破損、盗難などを新価で補償します。国内外問わず補償します。



カメラを落として壊した 財布をすられた

◆ 受託品賠償責任補償

日本国内で他人から借りたものや預かったものを壊した場合などの法律上の賠償責任を補償します。ご家族全員、国内外補償します。

※ご家族の範囲:①本人②本人の配偶者③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子



借りたカメラを壊してしまった

◆ 住宅内生活用動産補償

新価でお支払い!

日本国内で、住宅内の家財が火災・水災・破損などにより損害を被った場合に新価で保険金をお支払いします。家族プランの場合、単身赴任先や就学に伴う下宿先の家財も新価で補償します。



火災による家財の損害

〈家族型用オプション保険料早見表〉

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引30%)

補償内容	オプションプラン名	携行品	受託品	住宅家財	保険金額	免責金額	OA1	OA2	OA3	OA4	OA5	OA6	OA7
							3,000円	5,000円	3,000円	—	—	—	—
毎月の保険料		50万円	30万円	1,500万円	3,000円	3,000円	280円	420円	2,410円	2,270円	140円	2,130円	1,990円

※免責金額 = 1事故に対する自己負担額。

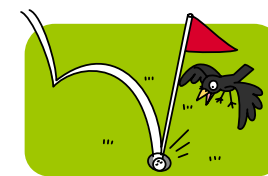
※○印が補償されます。

※基本プラン、交通事故充実プラン、オプションプランの保険金額および保険料は保険契約開始時点のご加入人数により調整させていただきますのであらかじめご了承ください。

家族型用オプション(特約)

◆ ホールインワン・アルバトロス費用補償

日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う祝賀会費用等を補償します。※本制度では、ゴルフ保険と重複加入できませんのでご注意ください。



ホールインワン・アルバトロス費用

〈家族型用ホールインワン特約保険料表〉

オプションプラン名	OHA1	OHA2	OHA3
保険金額	20万円		
補償対象者	家族全員	夫婦のみ	個人のみ
毎月の保険料	310円	200円	130円

※ホールインワン特約は、ゴルフ保険と同時にセットすることはできません。ホールインワンまたは、ゴルフ保険のどちらかをお選びください。

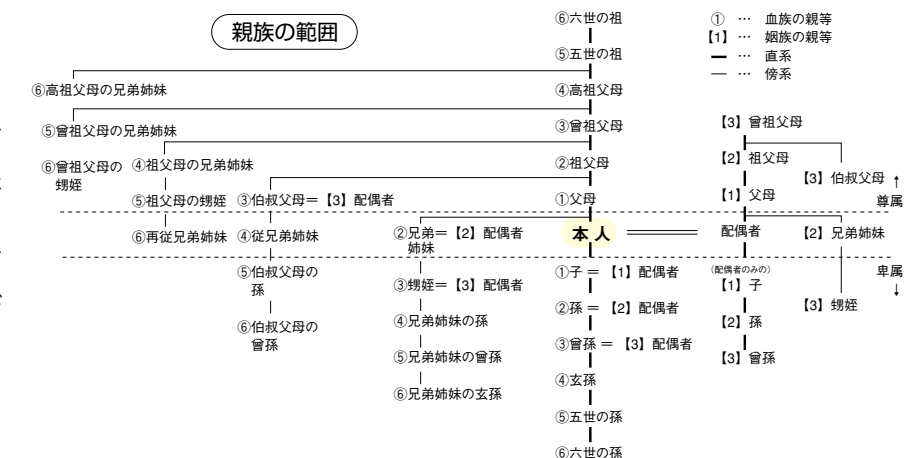
家族特約がセットされた場合の被保険者の範囲は以下のとおりになります。

(イ) 保険証券の本人欄に記載の者(以下「本人」という。)

(ロ) 本人の配偶者

(ハ) 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
(ニ) 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子

- (注) 1. 被保険者の一部を除外して引き受けることはできません。
2. 上記の続柄は傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
3. 親族とは、本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。



保険金額と保険料

ご結婚やお子様の独立により個人型や家族型にご加入の方は夫婦型に見直しをしましょう。

1-5 夫婦型

● 傷害総合保険 (夫婦型) 全プラン天災危険担保付き!

【基本プラン】 (保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、優良割引30%、天災危険担保)

保 険 金 額	特定感染症 有			特定感染症 無			
	おてがるプラン	標準プラン	おすすめプラン	おてがるプラン	標準プラン	おすすめプラン	
通院保険金日額	本人 配偶者	2,000円	4,000円	6,000円	2,000円	4,000円	6,000円
入院保険金日額	本人 配偶者	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
手術保険金	入院保険金日額の10、20、40倍						
死亡・後遺障害	本人 配偶者	250.1万円	624.1万円	982.5万円	237.9万円	601.5万円	949.4万円
被害事故補償	3,000万円						
個人賠償責任保険金額	1億円						
プラン名	SB1	SB2	SB3	SB4	SB5	SB6	
毎月の保険料	1,300円	2,600円	3,900円	1,170円	2,340円	3,510円	

もっとも身近な危険の交通事故をワイドに補償する【交通事故危険増額支払特約】をご用意しました。 特定感染症特約付き!!

【交通事故充実プラン】 (保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、優良割引30%、天災危険担保、特定感染症特約、交通事故危険増額支払特約)

保 険 金 額		交通事故の場合	交通事故以外の場合	交通事故の場合	交通事故以外の場合	交通事故の場合	交通事故以外の場合	
通院保険金日額	本人 配偶者	4,000円	2,000円	8,000円	4,000円	12,000円	6,000円	
入院保険金日額	本人 配偶者	6,000円	3,000円	12,000円	6,000円	18,000円	9,000円	
手術保険金	入院保険金日額の10、20、40倍							
死亡・後遺障害	本人 配偶者	410万円	205万円	955.4万円	477.7万円	1,462万円	731万円	
被害事故補償	3,000万円							
個人賠償責任保険金額	1億円							
プラン名	毎月の保険料	特定感染症 有	SB1K	1,680円	SB2K	3,360円	SB3K	5,040円

● オプション補償部分

上記プランに、携行品、受託品、住宅家財、ホールインワン・アルバトロスをオプションとして追加いただけます。ご希望の場合は、下記の保険料早見表をご覧ください。

◆携行品損害補償 新価でお支払い!!

住宅外での偶然な事故による身の回り品の破損、盗難などを新価で補償します。国内外問わず補償します。




カメラを落として壊した
財布をすられた

◆受託品賠償責任補償

日本国内で他人から借りたものや預かったものを壊した場合などの法律上の賠償責任を補償します。ご家族全員、国内外補償します。


※ご家族の範囲：①本人②本人の配偶者③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子



借りたカメラを壊してしまった子

◆住宅内生活用動産補償 新価でお支払い!!

日本国内で、住宅内の家財が火災・水災・破損などにより損害を被った場合に新価で保険金をお支払いします。家族プランの場合、単身赴任先や就学に伴う下宿先の家財も新価で補償します。



火災による家財の損害

◆ホールインワン・アルバトロス費用補償

日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う祝賀会費用等を補償します。
※本制度では、ゴルフ保険と重複加入できませんのでご注意ください。



〈夫婦型用ホールインワン特約保険料表〉

オプションプラン名	OHB1	OHB2
保 険 金 額	20万円	
補 償 対 象 者	夫 婦	個人のみ
毎月の保険料	200円	130円

※ホールインワン特約は、ゴルフ保険と同時にセットすることはできません。ホールインワンまたは、ゴルフ保険のどちらかをお選びください。

〈夫婦型用オプション保険料早見表〉

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引30%)

オプションプラン名		OB1	OB2	OB3	OB4	OB5	OB6	OB7
補償内容	携行品	50万円	3,000円	○	○	○	○	—
	受託品	30万円	5,000円	—	○	○	○	—
	住宅家財	1,000万円	3,000円	—	—	○	○	○
毎月の保険料		220円	360円	1,700円	1,560円	140円	1,480円	1,340円

※免責金額 = 1事故に対する自己負担額。
※○印が補償されます。

※基本プラン、交通事故充実プラン、オプションプランの保険金額および保険料は保険契約開始時点のご加入人数により調整させていただきますのであらかじめご了承ください。

保険金額と保険料

1-6 個人型

● 傷害総合保険(個人型)

【基本プラン】(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、優良割引30%、天災危険担保)

保険金額		特定感染症 有			特定感染症 無		
		おてがるプラン	標準プラン	おすすめプラン	おてがるプラン	標準プラン	おすすめプラン
通院保険金日額	本人	1,800円	3,600円	5,400円	1,800円	3,600円	5,400円
入院保険金日額	本人	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
手術保険金		入院保険金日額の10、20、40倍					
死亡・後遺障害	本人	187.7万円	515万円	826.7万円	206.3万円	538.3万円	870.3万円
被害事故補償		3,000万円					
個人賠償責任保険金額		1億円					
プラン名		SC1	SC2	SC3	SC4	SC5	SC6
毎月の保険料		650円	1,300円	1,950円	600円	1,200円	1,800円

● オプション補償部分

上記プランに、携行品、受託品、住宅家財、ホールインワン・アルバトロスをオプションとして追加いただけます。ご希望の場合は、下記の保険料早見表をご覧ください。

◆携行品損害補償 **新価でお支払い!**


住宅外での偶然な事故による身の回り品の破損、盗難などを新価で補償します。国内外問わず補償します。



カメラを落として壊した 財布をすられた

◆受託品賠償責任補償


日本国内で他人から借りたものや預かったものを壊した場合などの法律上の賠償責任を補償します。ご家族全員、国内外補償します。
※ご家族の範囲:①本人②本人の配偶者③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子



借りたカメラを壊してしまった

◆住宅内生活用動産補償 **新価でお支払い!**

日本国内で、住宅内の家財が火災・水災・破損などにより損害を被った場合に新価で保険金をお支払いします。



火災による家財の損害

<個人型用オプション保険料早見表>

(保険期間1年、団体割引20%、優良割引30%)

オプションプラン名		OC1	OC2	OC3	OC4	OC5	OC6	OC7
補償内容	携行品	50万円	3,000円	○	○	○	○	—
	受託品	30万円	5,000円	—	○	○	○	—
	住宅家財	500万円	3,000円	—	—	○	○	○
毎月の保険料		160円	300円	1,180円	1,040円	140円	1,020円	880円

※免責金額=1事故に対する自己負担額
※○印が補償されます。

※基本プラン、交通事故充実プラン、オプションプランの保険金額および保険料は保険契約開始時点のご加入人数により調整させていただきます。ご了承ください。

現在まだご加入されていない方、一人暮らしやスポーツを始めた方などご加入しやすいプランをご用意しました。

全プラン天災危険担保付き!

もっとも身近な危険の交通事故をワイドに補償する【交通事故危険増額支払特約】をご用意しました。

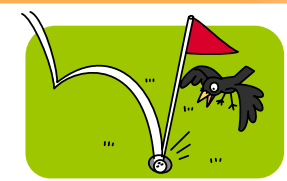
特定感染症特約付き!!

【交通事故充実プラン】(保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、優良割引30%、天災危険担保、特定感染症特約、交通事故危険増額支払特約)

保険金額		交通事故の場合	交通事故以外の場合	交通事故の場合	交通事故以外の場合	交通事故の場合	交通事故以外の場合	
通院保険金日額		3,600円	1,800円	7,200円	3,600円	10,800円	5,400円	
入院保険金日額		6,000円	3,000円	12,000円	6,000円	18,000円	9,000円	
死亡・後遺障害		390.4万円	195.2万円	955.4万円	477.7万円	1,481.4万円	740.7万円	
被害事故補償		3,000万円						
個人賠償責任保険金額		1億円						
プラン名	毎月の保険料	特定感染症 有	SC1K	890円	SC2K	1,780円	SC3K	2,670円

◆ホールインワン・アルバトロス費用補償

日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う祝賀会費用等を補償します。
※本制度では、ゴルフ保険と重複加入できませんのでご注意ください。



ホールインワン・アルバトロス費用

<個人型用ホールインワン特約保険料表>

オプションプラン名	OHC1
保険金額	20万円
補償対象者	個人
毎月の保険料	130円

※ホールインワン特約は、ゴルフ保険と同時にセットすることはできません。ホールインワンまたは、ゴルフ保険のどちらかをお選びください。

家事、子育ては大変なのです!



◎ホームヘルパー雇入費用補償 <家族型・夫婦型・個人型すべてに追加できます。>

家事従事者がケガで入院した場合、家事を代行するホームヘルパーを雇った費用をお支払いします。

<ホームヘルパー特約> (保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、優良割引30%)

プラン名	HH
保険金額	日額10,000円
自己負担額	5,000円
家事従事者のみ	死亡・後遺障害111.4万円/入院日額保険金1,000円
毎月の保険料	200円

※保険対象者が家事従事者の場合にセットできます。なお、家事従事者とは、家庭において、炊事・掃除・洗濯等の家事を主として行う者をいいます。

本プランは家族型・夫婦型・個人型どのプランでも追加してご加入できますが、必ず、保険金の対象となる方(被保険者)を家事従事者にご指定ください。

団体割引
25%適用

golfer 保険

夢のホールインワンからプレー中の思わぬ事故までワイドに補償します!

ご加入コースと保険金額・年払保険料

(保険期間1年 団体割引25%)

加入コース	基本コース	おすすめコース	安心コース
加入コース	G1	G2	G3
死亡*	110万円	240万円	330万円
後遺障害	上記金額の100%~3%	上記金額の100%~3%	上記金額の100%~3%
入院日額	1,650円	3,600円	4,950円
通院日額	1,100円	2,400円	3,300円
賠償責任事故	2,000万円	4,000万円	1億円
ゴルフ用品の損害	10万円	20万円	35万円
ホールインワン・アルバトロス費用	20万円	40万円	100万円
年間保険料	2,910円	5,670円	12,520円

◆上記保険料は加入人数500名以上1,000名未満の場合の保険料です。加入人数が500名未満または1,000名以上の場合には保険金額または保険料が変更となります。

◆golfer 保険は現団体傷害総合保険の優良割引は適用されません。

*身体傷害の保険金額をいいます。

保険期間 平成21年10月1日午後4時から1年間

保険料の支払方法 平成21年10月分給与から控除となります。(年1回払い)

golfer 保険は団体割引25%でお得です!

例えば
G2(おすすめ)コースで
加入の場合
(年間保険料)

一般加入 8,100円

団体加入 5,670円(G2)

2,430円
もお得です!

golfer 必須の
ワイドな補償!

- 練習・プレーも安心。他人への賠償も補償します!
- ゴルフ中の思わぬケガを補償します!
- 練習場・ゴルフ場でのゴルフ用品の盗難等も補償します!
- 夢のホールインワン達成時には記念品の購入費用等をお支払いします!

もし、他のプレイヤーにケガをさせて
しまったら...

ゴルフ競技場、練習中などに、他の人にケガを負わせてしまったら、物を壊して法律上の賠償責任を負った場合にその損害を補償します。



飛んできたボールで自分が
大ケガしたら...

ゴルフ場内で、ゴルフ競技、練習中などに起こった急激かつ偶然な外来の事故によってケガをしたときには、①死亡保険金②後遺障害保険金③入院保険金④通院保険金をお支払いします。



もし、大切なゴルフ用品が破損したら...

ゴルフ場内または、ゴルフ練習場内で、ゴルフクラブが破損・曲損した場合、ゴルフ用品が盗難にあった場合は、保険金額を限度として①ゴルフクラブの修理費用②盗難による損害額をお支払いします。



*ゴルフ用品には、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設置された物、および衣服類、またそれらを収容するバック類を含みます。(ただし時計、宝石、貴金属、財布等の携行品は含まれません。)また、ゴルフボールのみの盗難はお支払いの対象となりません。

感激のホールインワンを達成!!
でも...

国内にゴルフ場内、(パー35以上・9ホール以上有するものに限り)において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習上負担する贈呈用記念品代(物品に限る)・祝賀会費用・記念植樹費用・キャディへの謝礼費用を保険金額を限度としてお支払いします。



保険金をお支払いする場合

- ◆第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習・プレー・指導中(場所を問いません。)およびゴルフ場や練習場内での練習・プレー・指導中とそれに付随する行為中(更衣・休憩・食事・入浴など)の偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)が誤って他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまった場合、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。
- ◆golfer 自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内での練習・プレー・指導中とそれに付随する行為中(更衣・休憩・食事・入浴など)に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自分がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- ◆ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り)、②ゴルフクラブの破損・曲損(注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損は、お支払いの対象となりません。
- ◆日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、golfer プレーとは、日本国内において、ゴルフ場所属のキャディを補助者として、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)、またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。
キャディを使用しないゴルフの場合でも、損保ジャパン所定の条件を満たす場合は保険金をお支払いします。詳しい内容は22ページ以降に記載されていますので、ご確認ください。
(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、17ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金の請求

事故通知書(P16)を利用いただくか、損保ジャパン千葉火新サービスセンター(連絡先は事故通知書の記載しております)にご連絡ください。ご連絡が遅れますと保険金が支払われないことがあります。

保険金請求に必要な書類は下記のとおりです。

A. ホールインワン費用またはアルバトロス費用を請求される場合

- ①所定の保険金請求書
- ②所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
次の方々全員の署名捺印が必要です。
●同伴競技者
●キャディ(当日あなたについていた当該ゴルフ場所属キャディ)
●当該ゴルフ場の責任者
- ③費用の支払いを証明する領収書
- ④その他必要とする書類

B. ホールインワン以外の保険金を請求される場合

- ①所定の保険金請求書
- ②事故証明書
- ③示談書
- ④診断書
- ⑤損害見積書
- ⑥その他必要とする書類
※発生場所がゴルフ場の場合は、ゴルフ場の証明書が必要となります。

ご注意!

●キャディが同伴しないいわゆる「セルフプレー」について

キャディを使用しないセルフプレーであっても、一定の条件(以下①~③のいずれか)を満たし、かつ所定の書類をご提出いただいた場合に限りお支払いの対象となります。

- ①当該ゴルフ場の使用人が目撃し証明が得られる場合
- ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワン・アルバトロスで、当該公式競技の参加者または競技委員が目撃し証明が得られる場合
- ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・golfer の個別確認等が可能)等(注)、ホールインワン・アルバトロスの達成を客観的に立証することができることを損保ジャパンが認める場合
(注)以下の証明書類等が提出できる場合等をいいます。
(イ)当該ゴルフ場の従業員ではないが、ゴルフ場のショートホールで開催しているイベント(「ワンオンチャレンジ」の企画)のイベント会社の社員、またはゴルフ場に入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者等が目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合。
(ロ)全くの第三者である前または後の組のプレーヤー1名以上がホールインワンを目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合。

重要事項

セーフティライフプランにご加入の皆様へ

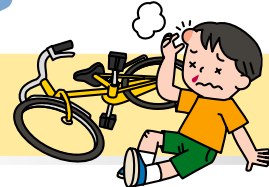
事故(ケガ)に遭われたら、ただちにご連絡ください

※事故の日から30日以内にご通知のない場合、保険金をお支払いできない場合があります。

事故請求方法

保険金お受取り
までの手順

1



お子さんが、自転車で転んでケガをしてしまいました。家での手当てで少し心配なキズです。

2



お母さんがお子さんを連れて病院へ。お医者さんに診てもらい、治療代を払いました。

3



保険に入っていたことを思い出し、早速保険事故通知書に必要事項を記入しFAXしました。
※保険事故通知書は、保険会社または生協までご連絡ください。あるいは次のページの事故通知書をコピーし、必要事項をご記入のうえFAXしてください。

4



保険会社から「保険金請求手続き」の書類が届いたら、必要事項をご記入・捺印し、必要な書類を同封して返送します。

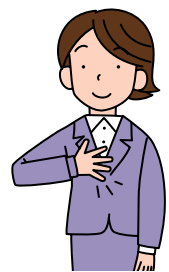
5



保険金を受け取りました。

保険金ご請求の皆様へ ご請求の際のご注意

- 事故の日から30日以内に、事故の報告をしてください。30日以内にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。
- 支払い保険金が10万円を超える大きな事故の場合の保険金は、「株式会社損害保険ジャパン指定の診断書」でご請求ください。(他の損害保険会社の請求に診断書を提出した場合には、そのコピーでも構いません)
 - 10万円以下のご請求の場合は、
 - ①診察券・領収証・薬袋のうちいずれかのコピーと②「入通院申告書」をご提出ください。「株式会社損害保険ジャパン指定の診断書」は不要です。
 - ※いずれの場合も、診察券本体や領収書は不要です。
- 家族・夫婦型プランにご加入で、本人以外がケガをされた場合、ご家族全員の記載のある住民票または、健康保険証(コピー)をご提出が必要な場合があります。



たとえば、SA2型加入の千葉さんの場合
千葉さんが朝の通勤のホームで転倒し、打撲。10日通院しました。
(平常の業務または生活に支障がない程度に回復するまで)



SA2の通院日額
2,400円×10日
=受取保険金24,000円

千葉さんの場合、支払保険金が10万円以下なので、診断書は不要です。

平成 年 月 日

株式会社損害保険ジャパン 千葉火新SC課 行

千葉県庁生協 団体傷害総合保険・ゴルファー保険 事故通知書

証券番号	加入者番号		
所属名	職員番号		
フリガナ	電話番号	(自宅)	() - ()
保険加入者		(日中連絡先)	() - ()
連絡先住所 (書類送付先)	〒		
フリガナ	生年月日(T・S・H)	年	月
事故にあわれた人 (ケガをされた人)		日	
事故の種類	1.傷害	2.賠償	3.ゴルフ
契約タイプ	型	型	型
事故月日	平成	年	月
事故場所	県	市	区
入通院先 医療機関名	(入院)有・無 (通院)有・無		
事故状況			

上記をご記入いただき、下記番号にFAXください。後日、保険金請求書類一式を送付させていただきます。

株式会社損害保険ジャパン 千葉火新サービスセンター課

FAX 043-225-7406

お客様の重要な個人情報が含まれますので、FAX番号はお間違のないよう充分ご注意ください。
※FAXをご利用されない場合は、お手数ですが上記内容をお電話にてご連絡ください。
(平日9~17時:043-221-2183、夜間休日:0120-727-110)

株式会社損害保険ジャパン 御中

貴社が本保険請求に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等貴社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、およびその他業務上必要とする範囲で取得・利用・提供または登録することに同意します。
①貴社が前記の業務のため業務委託先、医療機関、修理工場、損害賠償請求に関する関係先、等に提供すること。または、これらの者から提供を受けること。
②貴社が保険制度の健全な運営のために(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録し、またはこれらのものから提供を受けること。
③貴社が再保険契約や共同保険契約における引受保険会社からの保険金等の受領のために引受保険会社等に提供すること(引受保険会社等から他の引受保険会社への提供を含む)。
なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)について、保険業法施行規則により限定された目的以外に利用しません。
株式会社損害保険ジャパンの個人情報保護宣言等については、右記ホームページをご覧ください。 <http://www.sompo-japan.co.jp>

共通注意事項

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 加入者ご本人以外に被保険者(保険の対象となる方)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際には、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。

- 保険契約者 千葉県庁生活協同組合
- 保険期間 平成21年10月1日午後4時から1年間となります。
 * 保険期間の途中でご加入される場合は、毎月受付しています。
 その場合の保険期間は、中途加入日(毎月1日)から平成22年10月1日午後4時までとなります。
- 申込締切日 平成21年7月24日(金) * 中途加入の場合は毎月20日締切
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等
 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 千葉県庁生活協同組合の組合員
- 被保険者 千葉県庁生活協同組合の組合員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。被保険者の続柄はケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 【家族型】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者やその他親族(本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。))の子)も保険の対象となります。
 【夫婦型】本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者も保険の対象となります。
 ※被保険者の続柄はケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 【個人型】加入した方のみが保険の対象となります。
- お支払方法 平成21年10月分給与から毎月控除となります。(12回払い)*ゴルフア保険は1回の控除となります。(年払い)
 *中途加入の場合は、加入日の翌々月の給与から毎月控除します。
- お手続方法 現在ご加入の方:県庁生協ホームページ上で変更等の手続きが行えます。(職員番号99222~の方は加入依頼書の変更となります。)
 昨年度同等プランにてご継続される方は、自動継続のため手続きが不要です。
 新しくご加入される方:別添の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、ご加入窓口の千葉県庁生活協同組合保険課までご提出ください。
- 中途脱退 この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の千葉県庁生活協同組合 保険課までご連絡ください。
- 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額または保険料で調整させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金 この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

【傷害総合保険】 ■商品の仕組み: この保険は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットして構成されています。

ご契約の保険料を算出したり保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別下表の職種級別をご確認ください。

組合員の皆様には一律下表のA級職種にてご案内しています。B級職種に該当する皆様は、訂正してご加入いただく必要があります。ご加入に際しての内容や、送付した加入依頼書の修正方法など、千葉県庁生活協同組合 保険課までお問い合わせください。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者などを含むすべての自動車運転者)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)

※なお、オートテスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手、力士の方は保険料が異なりますので、問い合わせ先までご連絡ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合プラン】 日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(注1)をされた場合に、下記の「傷害」保険金をお支払いします。

(注1)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
 (注2)特定感染症を原因とする食中毒につきましては、特約の内容に従いお支払いします。
 ●保険期間(責任)開始前の事故(傷害・損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死 亡 保 険 金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。	①故意 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限ります。(※) ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転による事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限ります。(※)
後 期 障 害 保 険 金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、死亡保険金、後遺障害保険金は、合計して保険期間を通じ、各被保険者の死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	④脳疾患、疾病、心神喪失 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限ります。(※)
入 院 保 険 金	事故によりケガをされ、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて1,000日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	⑤妊娠、出産、早産、流産または外科的手術 その他の医療処置

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
手 術 保 険 金	入院保険金をお支払いする場合で、事故の日からその日を含めて1,000日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。	⑥戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(注)を除きます。)、核燃料物質などによるもの ⑦頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ⑧自動車、原動機付自転車などによる競技・競争・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ⑩地震、噴火またはこれらによる津波
通 院 保 険 金	事故によりケガをされ、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院はお支払いの対象になりません。また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約の場合】 特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合にそれぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、入院保険金は発病日からその日を含めて180日限度、通院保険金は発病日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度とします。 (※)特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。(平成21年5月現在、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるもの)に限ります。)、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。 【交通事故危険増額支払特約の場合】 次のような事故によりケガをされた場合は、死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金を加入者証記載の倍数(2倍)を乗じてお支払いします。 ①交通乗用具(電車、自動車、原動機付自転車、自転車、身体障害者用車いす、飛行機、船舶等)*1との接触、衝突等の交通事故 ②交通乗用具*1に搭乗中*2の事故 ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故 ④道路通行中の建物の倒壊・建物等からの物の落下、崖崩れ・土砂崩れ・岩石の落下、火災・破裂・爆発 ⑤建物・交通乗用具*1の火災 *1.キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、スケートボード、三輪車(幼児用)等は除きます。 *2.正規の搭乗装置もしくは当該装置のある室内(通行できないよう仕切られた場所等を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。
傷 害 (国 内 外 補 償)		【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約の場合】 ⑪(初年度契約の場合)保険責任開始日前にすでに発病している特定感染症、および保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症 【交通事故危険増額支払特約の場合】 ⑫交通乗用具による競技・競争・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機搭乗中の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中に直接起因する事故 など ※家族型、夫婦型の場合

(注)テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被 害 事 故 (国 内 外 補 償)	被害事故補償	①故意 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質などによるもの ④頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥被害事故を発生させた者が、被保険者の配偶者、直系血族、3親等以内の親族または同居の親族のいずれかに該当する事故 など
賠償責任(国内外補償)	個人賠償責任(国内外補償)	①契約者、被保険者の故意 ②地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)などによる損害 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打による損害賠償責任 ⑨航空機、船舶・自動車・原動機付自転車、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【オプション補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償 携行品 損	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合、被害物の再調達価額(※2)を基準に算定した損害額から自己負担額(1事故につき3,000円)を控除した額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。また、1個、1組または1対のものについては各々10万円、乗車券、宿泊券等または通貨等については合計して5万円を限度とします。</p> <p>(※1)被保険者の居住の用に供される加入者証記載の住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>(注)次のものは保険の対象となりません。 ・船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車 ・自転車、ハングライダー、サーフボード、ラジコン模型 ・義歯・動物、植物・手形、有価証券、印紙、切手 ・預貯金証書、クレジットカード・稿本 ・携帯電話、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器 ・コンタクトレンズ、眼鏡 など</p>	<p>①故意 ②無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④瑕疵 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障なき擦傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ⑧置き忘れまたは紛失 など</p>
賠償責任(国内外補償) 受託品 賠償責任	<p>日本国内において被保険者(注1)が他人から借りたり、預かたりして管理している財物(以下、「受託品」といいます。))を、国内・国外で偶然な事故により損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用など)の合計金額をお支払いします。</p> <p>ただし、損害賠償金については、受託品の時価(注2)を基準に算出した損害額から自己負担額(1事故5,000円)を控除した額とし、お支払いする損害賠償金の額は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。</p> <p>(注1)受託品賠償責任の被保険者とは次の方をいいます。 ①本人②配偶者③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(これまで法律上の婚姻歴がないこと)をいいます。)の子 ※被保険者の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(注2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用した期間による損耗分を控除して算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>※次のものは保険の対象となりません。 ・通貨、預貯金証書、株券、手形、有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画 ・自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。) ・銃砲、刀剣 ・山岳登山等の危険な運動のための用具 ・動物、植物 ・建物(付属設備を含みます。) ・公序良俗に反する物 など</p>	<p>①故意 ②被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した瑕疵 ③地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)などによる損害 ⑤自然発火または自然爆発による損害 ⑥偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ⑦自然の消耗または性質によるかび・変色その他これらに類似の事由 ⑧ねずみ食い、虫食い ⑨屋根、扉、窓等から入る雨、雪またはひょうによる損壊 ⑩被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑪被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑫委託者に引き渡した後に発見された損壊に起因する損害賠償責任 ⑬受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反した場合、または本来の用途以外の使用に起因する損害賠償責任 など</p>
物の損害の補償 住宅内 生活用 動産	<p>【損害保険金】 偶然な事故により居住の用に供される加入者証記載の住宅(注1)内に所在する生活用動産(被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有するもの)に損害が生じた場合、その損害に対して、再調達価額(注2)を基準に算出した損害額から自己負担額(1事故3,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>※1 保険の対象が貴金属、宝石、書画、骨とう、その他美術品等の場合には1個、1組または1対の価額について30万円を限度とします。また、乗車券、宿泊券等または通貨等については合算して5万円を限度とします。</p> <p>※2 住宅内に所在する間に限ります。</p> <p>また、次のものは保険の対象となりません。 ・船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボート・カヌー等を含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・自転車、ハングライダー、サーフボード等、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・携帯電話、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器 ・義歯、コンタクトレンズ、眼鏡 ・動物、植物 ・手形、有価証券、印紙、切手 ・預貯金証書、クレジットカード など</p> <p>(注1)日本国内に限りです。</p> <p>(注2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>【臨時費用】 損害保険金をお支払いする場合、臨時に生ずる費用に対し臨時費用として損害保険金の30%(1回の事故につき、1構内ごとに100万円限度とします。)に相当する額をお支払いします。</p> <p>【残存物取片づけ費用】 損害保険金をお支払いする場合、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(実費)に対し、残存物取片づけ費用として損害保険金の10%に相当する額を限度にお支払いします。</p> <p>【失火見舞費用】 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、き損または汚損が生じた場合、見舞金等の費用として、損害が生じた世帯または法人の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額(1回の事故につき、保険金額または時価額のいずれか低い額の20%に相当する額を限度)を、お支払いします。</p>	<p>①故意 ②無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転 ③瑕疵 ④自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑤機能に支障なき擦傷、塗料のはがれ ⑥偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ⑦置き忘れまたは紛失 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償 ホールインワン・ アルバトロス 費用	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)において、ゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロス(※3)を行った場合、被保険者が下記の費用を負担することによる損害を保険金として、保険金額を限度にお支払いします。保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①祝賀会費用 ②贈呈用記念品購入費用(現金、商品券などは除きます。) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると損保ジャパンが認める費用。 (ただし、保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1)この特約におけるゴルフ場とは、9ホール以上有し、施設の利用について有料なものをいいます。</p> <p>(※2)この特約におけるゴルフ競技とは、ゴルフ場においてキャディを補助者として使用し、かつ同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)、またはパー35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(※3)アルバトロスとは、各ホールの基準打数(パー)よりも3つ少ない打数でボールがカップインすることをいいます。</p> <p>(注)キャディを使用しないゴルフプレーであっても、一定の条件(以下①～③のいずれか)を満たし、かつ所定の書類をご提出いただいた場合に限りお支払いの対象となります。</p> <p>①当該ゴルフ場の使用人が目撃し証明が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワン・アルバトロスで、当該公式競技の参加者または競技委員が目撃し証明が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルフファーの個別確認等が可能)等※、ホールインワン・アルバトロスの達成を客観的に立証することができることを損保ジャパンが認める場合 (イ)当該ゴルフ場の従業員ではないが、ゴルフ場のショートホールで開催しているイベント(「ワンオンチャレンジ」の企画)のイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者等が目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合。 (ロ)全くの第三者である前または後の組のプレーヤー1名以上がホールインワンを目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている者の行ったホールインワン・アルバトロス ②ゴルフ場の経営者あるいは従業員が当該ゴルフ場で行ったホールインワン・アルバトロス ③日本国外で行ったホールインワン・アルバトロス など</p> <p>※重複保険契約があった場合は、次の算式によって算出した額を保険金としてお支払いします(重複してはお支払いしません。)</p> <p>それぞれの保険契約のうち最も保険金額の高い保険契約 × この保険金の保険金額 ÷ それぞれの保険契約の保険金額の合計額 の保険金額</p>
傷 害 ホーム ヘルパー 費用	<p>家事従事者(※)である被保険者が事故によるケガのため、医師の指示に基づき入院(入院に準じた状態を含みます。)された時、家事を代行するためにホームヘルパーを雇い入れたときにお支払いします。</p> <p>(※)「家事従事者」とは被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。入院保険金の支払を受けるべき期間中に被保険者が負担したホームヘルパー雇入費用(ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます)をお支払いします。ただし、お支払いする保険金額は、1回の事故につき、[支払限度基礎日数]×[ホームヘルパー雇入日数(入院保険金を支払うべき日数を限度)]が限度となります。(自己負担額は1事故につき5,000円)</p>	<p>事故発生時に被保険者本人が家事従事者で無い場合 など</p>

【ゴルフアー保険】

商品の仕組み

この保険は賠償責任保険普通契約約款にゴルフ特約条項、身体傷害担保追加条項、ゴルフ用品担保追加条項、ホールインワン・アルバトロス費用担保追加条項等をセットして構成されています。

●保険期間(責任)開始前の事故(損害)によるものは、保険金をお支払いできません。

【用語のご説明】

ゴルフ	パターゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、ケイマンゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みません。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場構内	ゴルフ場として区画された構内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含まれません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルパトロス費用	(注) キャディを使用しないゴルフプレーであっても、一定の条件(以下①～③のいずれか)を満たし、かつ所定の書類をご提出いただいた場合に限りお支払いの対象となります。 ①当該ゴルフ場の使用人が目撃し証明が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワン・アルパトロスで、当該公式競技の参加者または競技委員が目撃し証明が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルフファアの個別確認等が可能)等※、ホールインワン・アルパトロスの達成を客観的に立証することができることを損保ジャパンが認める場合 ※以下の証明書類等が提出できる場合等をいいます。 (イ) 当該ゴルフ場の従業員ではないが、ゴルフ場のショートホールで開催しているイベント(「ワンオンチャレンジ」の企画)のイベント会社の社員、またはゴルフ場に入り出す造園業者、飲食料運搬業者、工事業者等が目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合。 (ロ) 全くの第三者である前または後の組のプレーヤー1名以上がホールインワンを目撃しており、署名・捺印の証明書が得られる場合。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は千葉県県庁生活協同組合を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. 告知義務等

●ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。特に被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)の生年月日、性別、職業・職種等および次の告知事項にご確認ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできない場合や保険契約が解除となる場合があります。
・他の補償内容と同じくする保険契約(積立保険を含みます。)の有無
・過去3か年以内の傷害保険金(1事故5万円以上)請求または受領の有無

●死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定される場合は、所定の方法で被保険者の同意の確認が必要です。
●家族型および夫婦型については家族の生計を主として維持している方(生計維持者:生計費の負担者が複数の場合は負担割合が最も多い方)を本人としてご加入ください。生計維持者でない方を本人として指定した場合には保険金が削減されることがあります。

3. 通知義務

●ご加入後に以下の変更が生じる場合には、ただちに問い合わせ先にご通知ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできない場合や、保険契約が解除となることがあります。また、ご住所などを変更される場合も、ご通知いただく必要があります。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
・他の補償内容と同じくする保険契約をご契約される場合
・ご職業の内容が変わる場合(傷害総合保険の場合)
・生計維持者が変わる場合(家族型・夫婦型の場合)

●また、退職などにより団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
4. 事故がおきた場合の取扱い

●事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談の上、交渉をおすすめください。ご相談なく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがあります。

●被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

●ゴルフ用品の損害の場合、修理前に損保ジャパンへご相談ください。また、ゴルフ用品の盗難の場合には、警察へ届出が必要となります。

●ホールインワン・アルパトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。(証明書類)
(1) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用した場合
1名以上の同伴競技者、補助者としてついたキャディ、ゴルフ場の責任者、それぞれの証明書※1
(2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合(下記①～⑤のいずれかの提出が必要)

①ホールインワン・アルパトロスを目撃※2したゴルフ場従業員※3が記入する証明書※1
②ゴルフ場が主催または共催する公式競技において、ゴルフ場の会員である被保険者が達成したホールインワン・アルパトロスを目撃※2した競技参加者または競技委員の証明書※1
③ビデオ映像等(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフファアの個別確認が可能なもの、ショットからホールインワンまで連続した映像のものに限ります。)
④ゴルフ場のショートホールで開催しているイベント(「ワンオンチャレンジ」等の企画)のイベント会社の社員、またはゴルフ場に入り出す造園業者、飲食料運搬業者、工事業者等が目撃※2しており、署名・捺印の証明書が得られる場合、その証明書※1

⑤全くの第三者である前または後の組のプレーヤー1名以上がホールインワンを目撃※2している場合、前または後の組のプレーヤーの証明書※1
※1: 証明書には、証明者の署名・捺印が必要です。また、損保ジャパン所定の証明書に限り、※2: 当該ショットの瞬間から当該ショットの1打でカップインするまでの一連の動作を絶え間なく実際に目で見ることをいいます。

※3: 当該ゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイト、派遣社員のことをいいます。
(3) 費用支払を証明する書類
(4) アテス・済のスコアカード(写)
その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

5. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成21年10月1日午後4時に始まり、
*保険期間の途中でご加入する場合は毎月受付いたしております。中途加入の場合は受付日の翌月1日から保険責任が始まります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本プランの【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。傷害総合保険の場合、脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に相当する月割保険料を精算いただきます。

保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未経過期間(保険期間のうちいまだ過ぎえていない期間)の保険料をお支払いいただく場合があります。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。ゴルフア保険の場合、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎえていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

傷害総合保険契約は損害保険会社2社(損保ジャパン・ニッセイ同和)による共同保険契約であり、各引受会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います(引受割合につきましては取扱代理店または損保ジャパンにご確認ください)。損保ジャパンは幹事会社として、他の会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合に、保険金・解約返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。ゴルフア保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合に、保険金・解約返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(http://www.sompo-japan.co.jp)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。
○また、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

11. 契約更改時の取扱い

既加入者について、前年と同一条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出および県庁生協ホームページ上での手続きは不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出または県庁生協ホームページ上での手続きが必要となります。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【ゴルフア保険】

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場構内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に生じた偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)の身体に障害を負わせたり、他人の物に損害を与えたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用(訴訟費用など)の合計金額をお支払いします。(自己負担額はありませぬ。)ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 ※賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。 ※法律上の賠償責任を負担することによる損害がお支払いの対象であり、法律上の賠償責任がない場合に被害者に対して支払われた見舞金等はお支払いの対象となりませぬ。また、お支払いする保険金は、適用される法律の規定や被害者の損害の額、および過失の割合などにより決定されます。	①保険契約者もしくは被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ③被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ④世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者と他人との間の約定によって加重された賠償責任 ⑥自動車(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。)の所有、使用または管理に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(※) (※) ゴルフ・カート自体の損害に対する損害賠償責任については保険金をお支払いできません。 など
身体傷害	ゴルフ場構内でゴルフの練習、競技または指導(これらに付随して通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガ*をされた場合に保険金をお支払いします。 *身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みませぬ。 ①死亡保険金 事故の日から180日以内に死亡した場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合はその金額を差し引いてお支払いします。 ②後遺障害保険金 事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。 ③入院保険金 平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)し医師の治療を受けた場合、事故の日から180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5をお支払いします。 ④通院保険金 平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合、事故の日から180日以内の通院日数に対し90日を限度として1日につき保険金額の1,000分の1.0をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度に回復したとき以降の通院はお支払いの対象になりませぬ。また、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしませぬ。	①保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の故意による傷害 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為による傷害 ③被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失による傷害 ④地震、噴火または津波、戦争、内乱などによる傷害 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など
ゴルフ用品	ゴルフ場構内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金は保険期間を通じて保険金額が限度となります。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りませぬ。) ②ゴルフクラブの破損・曲損 (注1) 保険金は、保険金額を限度として時価額(同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、経過年数に応じた減価を控除した額)をお支払いします。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損はお支払いの対象となりませぬ。	①保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失による損害 ②ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由に起因する損害 ③置き忘れ、紛失 ④ゴルフボールのみの盗難 など
ホールインワン・アルパトロス費用	日本国内にあるゴルフ場(※1)において、ゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルパトロス(※3)を行った場合、被保険者が下記の費用を負担することによる損害を保険金として、保険金額を限度にお支払いします。保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しませぬ。 ①祝賀会費用 ②贈呈用記念品購入費用(現金、商品券などは除きます。) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると損保ジャパンが認める費用。 (ただし、保険金額の10%を限度とします。) (※1) この特約におけるゴルフ場とは、9ホール以上有し、施設の利用について有料なものをいいます。 (※2) この特約におけるゴルフ競技とは、日本国内において、ゴルフ場所属のキャディを補助者として、かつ同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)、またはパー35以上の9ホール(フル)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3) アルパトロスとは、各ホールの基準打数(パー)よりも3つ少ない打数でボールがカップインすることをいいます。	①被保険者がゴルフ場の経営者または使用者(臨時雇を含みます。)である場合、その被保険者が所属するゴルフ場でのホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている者の行ったホールインワンまたはアルパトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など ※重複保険契約があった場合は、次の算式によって算出した額を保険金としてお支払いします(重複してはお支払いしませぬ。) それぞれの保険契約のうち最も保険金額の高い保険契約以外の重複保険契約がないものとした場合に支払われるべき保険金の額 × 此の保険金の保険金額

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることなどを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください。

- 保険金のお支払い事由 保険金額(ご契約金額) 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法・配当金制度の有無

2. ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。(加入依頼書に正しくご記入ください。)

【傷害総合保険にご加入の方のみご確認ください】

- 被保険者(保険の対象となる方)の「生年月日」(または「年齢」)、「性別」は正しいですか?
- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか?

【家族型・夫婦型にご加入の方のみご確認ください】

- 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認くださいませしたか?
- 「被保険者(保険の対象となる方)ご本人」は「生計維持者(*)」ですか?
- *「生計維持者」とは、ご家族の中で生計を維持している方(通常は所得の一番多い方)をいいます。

【golfer保険のご加入の方のみご確認ください】

- 保険金額や特約種類(補償対象となるスポーツなど)は、正しいですか?



3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合等」などお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

引受保険会社	取扱店	お問い合わせ
【幹事保険会社】 株式会社損害保険ジャパン 本社:〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-3111(大代表)	株式会社損害保険ジャパン 千葉支店 営業課 〒260-8560 千葉市中央区鶴沢町20-16 TEL:043-221-2231(担当:上村・丸) 千葉火新サービスセンター(事故関係) TEL:043-221-2183 FAX:043-225-7406	【幹事取扱代理店】 千葉県庁生活協同組合 〒260-0856 千葉市中央区亥鼻2-5-3 保険課 TEL:043-227-8100 FAX:043-223-4626
【非幹事保険会社】 ニッセイ同和損害保険株式会社 東京本社:〒104-0044 東京都中央区明石町8-1 TEL:03-3542-5511(大代表)	ニッセイ同和損害保険株式会社 千葉統括支店 営業課 〒260-8550 千葉市中央区新明町542-1 TEL:043-241-3151(担当:氷村・並木)	【取扱代理店】 アイ・エヌ・オー I・N・O有限会社 〒260-0022 千葉市中央区 新明町13-2神明ハイイツ101号 TEL:043-203-2151 FAX:043-203-2155(担当:猪野・森)

●保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。

また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

(フリーダイヤル)0120-107-808(受付時間:平日の午前9時から午後6時まで)

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

●事故が起こった場合には、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

平日夜間、土日祝日の場合には、次の夜間・休日事故サービスセンターへご連絡ください。

(フリーダイヤル)0120-727-110(株)損保ジャパン・ハートフルライン 受付時間 ◆平日夜間/午後5時から翌日午前9時まで

◆土日祝日(12月31日から1月3日を含みます。)/終日(24時間)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください

●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンにご照会ください。